

## 平成27年第1回豊後高田市議会定例会会議録（第4号）

### ○議事日程〔第4号〕

平成27年3月26日（木曜日）午前10時0分 開議

※開議宣告

- 日程第1 第34号議案  
(委員長報告・修正案の説明・委員長報告及び修正案に対する質疑・討論・表決)
- 日程第2 第1号議案から第33号議案まで並びに第35号議案及び第36号議案  
(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・表決)
- 日程第3 第37号議案及び第38号議案  
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第4 第39号議案  
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第5 議案第1号  
(提案理由説明・質疑・討論・表決)

### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### ○出席議員（18名）

- 1 番 安 達 かずみ
- 2 番 中 尾 勉
- 3 番 黒 田 健 一
- 4 番 甲 斐 明 美
- 5 番 井ノ口 憲 治
- 6 番 阿 部 輝 之
- 7 番 土 谷 信 也
- 8 番 近 藤 紀 男
- 9 番 成 重 博 文
- 10 番 安 達 隆
- 11 番 松 本 博 彰
- 12 番 河 野 徳 久
- 13 番 安 東 正 洋
- 14 番 北 崎 安 行
- 15 番 河 野 正 春
- 16 番 山 本 博 文
- 17 番 菅 健 雄
- 18 番 大 石 忠 昭

### ○欠席議員（0名）

### ○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	清 水 栄 二
庶務係 長	次郎丸 浩 一
議事係 長	岩 本 力
主 任	西 田 巨 樹

### ○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永 松 博 文
副 市 長	鴛 海 豊
会計管理者兼市参事兼会計課長	
	甲 斐 智 光
市参事兼税務課長	後 藤 勲
市参事兼建設課長	筒 井 正 之
市参事兼消防長	渡 邊 和 幸
総務課 長	佐 藤 之 則
財政課 長	安 藤 隆 治
企画情報課 長	河 野 真 一
地域活力創造課長	藤 重 深 雪
市民課 長	山 田 真 一
保険年金課 長	飯 沼 憲 一
子育て・健康推進課長	植 田 克 己
ウェルネス推進課長	伊 南 富士子
人権・同和对策課長	後 藤 史 明
環境課 長	榎 本 久 光
商工観光課 長	安 田 祐 一
農林振興課 長	大 力 雅 昭
農地整備課 長	都 甲 賢 治
福祉事務所 長	川 口 達 也
選挙管理委員会事務局 長兼監査委員事務局 長	
	近 藤 幸 一
地域総務二課 長兼水産・地域産業課 長	
	宗 直 長
総務課 総務法規係 長	近 藤 毅
総務課 広報担当官兼秘書広報係 長	
	都 甲 さおり

### 教育委員会

教 育 長	河 野 潔
市参事兼教育庁総務課 長	佐 藤 清
教育庁学校教育課 長	小 川 匡

○議長（安達 隆君） 皆さん、おはようございます。

開会前ですが、議員各位にお知らせします。本議

会中、議会ホームページ等の写真撮影を行いますので、ご了承を願います。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、第34号議案を議題といたします。

これより、第34号議案について委員長の報告を求めます。

社会文教委員長、井ノ口憲治君。

**○社会文教委員長（井ノ口憲治君）** それでは、社会文教委員会の報告をいたします。

去る3月20日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案14件のうち第34号議案の審査結果を報告いたします。

第34号議案、豊後高田市介護保険条例の一部改正については、第6期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料の額の設定、所得の少ない第1号被保険者についての保険料の軽減及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施に係る所要の規定の整備を行うものです。

審査の中で委員より、「第4段階の方の負担がふえるが、保険料率0.9は国からの基準なのか。」との質疑があり、執行部からは、「国が改正した政令で示した基準の率であります。」との答弁がありました。

また、「第4段階の保険料率を0.85にしてはどうか。」との質疑があり、執行部からは、「国が示す0.9を採用しています。本市は基準額が全国平均より低い水準にあり、全国平均の基準額に0.85で算出した保険料よりも、市長が提案した原案の方が安いので、ご理解願います。」との答弁がありました。

本議案については、反対の討論がありました。

審査の結果、第34号議案については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、第34号議案の審査結果の報告を終わります。

**○議長（安達 隆君）** 以上で、委員長の報告を終わります。

本件に対しましては、大石忠昭議員他1名から修正案が提出されました。提出者の説明を求めます。

18番、大石忠昭君。

**○18番（大石忠昭君）** 皆さん、おはようございます。日本共産党の大石忠昭でございます。

提出者を代表しまして、私からは第34号議案、豊後高田市介護保険条例の一部改正についてに対する修正案のご説明を申し上げます。

介護保険は、創設されてから15年が経過しました。

この制度は、3年ごとに高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、介護保険事業を基礎にして3年間の広域介護保険料を算出する仕組みとなっています。

今回の第6期介護保険事業計画では、事業費はほぼ5期分と同額となっており、介護保険料については所得に応じてきめ細やかな設定を行うために、これまでの6段階から9段階、実質10階の区分とされることになっています。この9段階のそれぞれの保険料というのは、第6期の標準額が5,100円と定めておまして、これは第5期よりも140円の減額になりますし、今、委員長から報告があったように、全国平均よりも若干低い状況であります。

第34号議案は、当市の平成27年度から29年度までの介護保険料を9段階で設定することで、条例案第2条で規定されています。

第2条第1項は、第1号から第9号までありますが、今回の改正で介護保険料が増額になるのは第4号と第7号、第9号の方であります。そのうち、今回修正案を提案いたしますのは、第4号と第7号についてであります。第4号の対象者というのは、本人が前年度所得が80万円以下であっても世帯に課税者がいる場合の方なんですけど、今回の改正では5万5,080円となっており、現行よりも2,892円の増額になっているものです。基準額が140円減額されたのに、なぜこの第4号の対象者の保険料が上がるか。それは、保険料率を現行の0.83だったものを0.9に引き上げて、保険料が設定されているからであります。

修正案が条例の第2条、第1項、第4号の改正規定中、5万5,080円を5万796円に改めるものです。修正案の5万796円は、料率の0.83を据え置いて計算したものであり、これによりまして前年度よりも1,392円の低額になります。

次は、第7号ですが、これは現行の5段階の方というのは、本人の前年度所得が190万円未満の方で課税されている方なんですけれども、今回はこれを120万円未満ということで新しく6段階を設定する。そして、120万円を超え190万円の方を新7段階という形で細分化をすることになりました。

問題は、6段階のほうは料率が下がるんですけど、7段階は料率が現行の1.25を1.30に引き上げて、今提案されているものは7万9,560円に保険料を設定しているわけでありまして。そのために、現行よりも190万円以下の方については960円の引き上げになります。

修正案は、条例第2条、第1項、第7号を改正規

3月26日

定中7万9,560円を7万8,336円に改めるものであります。この修正案は、料率を1.28算出したものです。それによりまして、前年度よりも264円低額になります。

市長から提案されております条例の一部改正についての第2条中、第1号から3号の方は、先ほどは社会文教委員会の報告の中にありませんでしたけれども、今後規則の改正をしてさらに引き下げることを決めるということになっておりまして、1号から3号までの方は、きょう議決する数字よりもまだ減額されることとなります。

しかしながら、第4号と第7号の方、比較的所得の少ない方、特に4号については自分はずか年金の基礎年金だけであっても同一世帯の方が課税をとという方がおれば、こんなに高い設定になるんですけども、そこが問題ではないかと。

基準額が140円下がったんだから、基本的には第1号から第3号までの方ならもっと下がるんだけど、第4号の方についてはこの後規則でどうにもならない問題なんです。だから議会でよく審議してもらって、ここの80万円以下の人を値上げするというのはおかしいんじゃないかと、若干でも下げよう。いわゆる料率を前回並みに据え置きをしようというものであります。

7段階についても、分けたために前回は1.25であったものを、今度1.3に上げるということですから、せめて1.28に抑えれば若干下がるという提案なんです。問題は、今回5回目の改訂なんですけれども、第4段階と第7段階の方にやっぱり比較的所得が低いのに保険料がふえるということで、この段階の方々の保険料を軽減するために修正するものであります。

何とぞご慎重にご審議をいただきまして、ご協賛くださいますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

以上です。

**○議長（安達 隆君）** 以上で、提出者の説明を終わります。

これより、ただいまの委員長報告及び修正案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（安達 隆君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

12番、河野徳久君。

**○12番（河野徳久君）** おはようございます。私は、第34号議案の修正案に反対の討論をいたします。

3月20日、社会文教委員会において担当課より、「介護予防の効果が出てきたのでしょ。国の示す、第5段階での保険乗率が1.0で、月額5,100円に年額6万1,200円になりました。」との説明を受けました。

修正案は5期計画の1から6段階の保険料額と比較したとき、「第4と第7段階の人が高くなっている。乗率を下げ、市独自に全ての段階を5期計画より安くしなさい」との案であります。

先ほど提出者からもありましたように、6期計画からは9段階になっております。

第4段階の人について、国は平成24年度から平成26年度の全保険者の乗率を調査したところ、平均値が0.9であったので、今回第4段階は乗率を0.9と示してきたようであります。

私は保険料率が決定し、保険料額が数字として決定したものを前期より高い段階のみ乗率をいじるのは、公平を損なうのではないかと思います。

また、本市は全国、また大分県下の中で低い水準であり、本市独自に乗率を定める必要はないと考えております。

どうか、議員各位の皆様のご賛同をお願いいたしまして、修正案に反対の討論をいたします。

**○議長（安達 隆君）** 他に討論はありませんか。

8番、近藤紀男君。

**○8番（近藤紀男君）** おはようございます。

議席番号8番の近藤でございます。

私はこの修正案に対しまして、反対の立場で討論を行います。先ほども委員長からご報告がありましたが、先日の委員会で今回の介護保険料につきましては、これまで市民の皆さんが予防に努めた結果、平成24年度以降に要介護・要支援の認定者数が減少し、介護保険料制度に係る費用が費用負担が減少したため、今回第6期の65歳以上の保険料基準額が5,100円に引き下げることができたものと理解しております。この金額は、これまでの第5期の保険料基準額よりも先ほどもありましたけども140円低い金額でありますし、大分県平均や全国平均と比較しても450円から499円低くなっており、また、本市のこの介護保険料は県内の中で6番目に低い保険料であると認識をしております。

確かにご指摘の第4段階並びに第7段階では、保険料が幾分増額となりますが、しかしながら、その

他の段階第1、第2、第3、第5、第6、第8段階の全てで減額となっておりますし、私は何よりも低所得者が重要視されていることを評価しております。

したがって、この修正案に反対するものであります。議員各位のご協賛を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（安達 隆君） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） これにて、討論を終結いたします。

これより、第34号議案の採決に入ります。採決の順序について、あらかじめ申し上げます。

まず、初めに、修正案について採決をします。

次に、市長が提案した原案について採決を行います。

それでは、最初に大石忠昭君他、1名から提出された修正案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

大石忠昭君他、1名から提出された修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（安達 隆君） 起立少数であります。

よって、大石忠昭君他、1名から提出された修正案については、否決されました。

次に、市長が提案した原案について、起立により採決いたします。

市長が提案した原案に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（安達 隆君） 起立多数であります。

よって、第34号議案は原案のとおり可決されました。

日程第2、第1号議案から第33号議案まで、並びに第35号議案及び第36号議案を一括議題といたします。

これより、委員長の報告を求めます。

総務委員長、中尾 勉君。

○総務委員長（中尾 勉君） 去る3月19日、総務委員会を開催し、本会議から付託されました議案10件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第10号議案、平成27年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ、5億4,849万4,000円が計上されています。

歳出の主なものは、ケーブルネットワーク施設の

運営費、維持管理費です。その財源は、使用料、財産収入、繰越金、市債等で措置されています。

審査の中で委員より、「新たな加入者の見込み」や「加入率の状況」などの質疑がありました。

審査の結果、第10号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第12号議案、平成26年度豊後高田市一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、通常の補正に加え、国の緊急経済対策に係る補正予算として地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金が措置されたことから、新年度予算に計上する事業を前倒しして、17の事業が計上されています。

歳入予算の内容については、地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方債などで財源措置されており、補正額は、5億416万6,000円の増額で、補正後の予算総額は、162億3,829万8,000円となっています。

歳出予算の内訳については、総務費では、「地方版総合戦略策定事業」、「空き家バンク活用促進事業」に要する経費などが増額され、「新庁舎建設事業」に要する経費などが減額されています。

消防費では、「消防緊急無線デジタル化事業」に要する経費が減額されています。

次に、繰越明許費の設定については、「地方版総合戦略策定事業」などの繰越措置を行っています。

審査の中で委員より、「地方交付税の額の決定時期」や「合併当時と今回の積み立て後の財政調整基金の総額について」や「電気自動車の充電インフラ整備の今後の計画」などの質疑や意見が出されました。

審査の結果、第12号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第18号議案、「新市建設計画の変更について」は、合併特例債を起債とすることができる期間が延長されたことに伴い、本計画の一部を変更するものです。

審査の結果、第18号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第22号議案、ぶんごたかだ夢まち城台子育て支援住宅条例の制定については、子育て世帯向けの地域優良賃貸住宅等を整備することに伴い、必要な事項を定めるものです。

審査の中で委員より、「コミュニティセンターの活用について」や「区の形成はどのようになっている

のか。」などの質疑や意見が出されました。

審査の結果、第22号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第23号議案、給与制度の総合的見直しに伴う関係条例の整備については、一般職員について、給与制度の総合的見直しを行うとともに、常勤特別職及び教育長の給与の減額措置等を行うものです。

審査の中で委員より、「給与制度見直しにより職員全体と特別職の影響額」や「他市の状況」などの質疑や意見が出されました。

本議案については、反対の討論がありました。

審査の結果、第23号議案については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第24号議案、豊後高田市行政組織条例及び豊後高田市福祉に関する事務所設置条例の一部改正については、業務の移管、新たな業務の追加、組織の名称の変更等を行うものです。

審査の結果、第24号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第25号議案、教育委員会制度改革に伴う関係条例の整備等については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、関係する条例の所要の規定の整備等を行うものです。

審査の中で委員より、「教育長の任命方法」や「教育委員の任務」などの質疑が出されました。

本議案については、反対の討論がありました。

審査の結果、第25号議案については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第26号議案、豊後高田市情報公開条例の一部改正については、独立行政法人通則法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うものです。

審査の結果、第26号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第27号議案、豊後高田市行政手続条例の一部改正については、行政手続法の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第27号議案については提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第28号議案、豊後高田市税条例の一部改正につい

ては、納税者の利便性の向上や、事務の効率化を図るために、所要の規定の整備を行うものです。

審査の中で委員より、前納報奨金制度の復活についての質疑や意見が出されました。

審査の結果、第28号議案については提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（安達 隆君） 社会文教委員長、井ノ口憲治君。

○社会文教委員長（井ノ口憲治君） 去る3月20日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案14件のうち第34号議案を除く、議案13件の審査結果を報告いたします。

第2号議案、平成27年度豊後高田市国民健康保険特別会計予算は、38億4,307万3,000円が計上されています。

歳入の主なものは、国民健康保険税、国庫支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金です。

歳出の主なものは、保険給付費、後期高齢者支援金及び共同事業拠出金です。

審査の中で委員より、「特定健診の受診率」や「検診率を上げるための取り組み」などの質疑や意見がありました。

本議案については、反対の討論がありました。

審査の結果、第2号議案については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第3号議案、平成27年度豊後高田市後期高齢者医療特別会計予算は、3億1,782万7,000円が計上されています。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金です。

歳出の主なものは、大分県後期高齢者医療広域連合納付金です。

審査の結果、第3号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第4号議案、平成27年度豊後高田市介護保険特別会計予算は、28億5,395万5,000円が計上されています。

歳入の主なものは、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金です。

歳出の主なものは、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費及び特定入居者介護サービス

費です。

審査の中で委員より、「保険給付費が減少している要因について」の質疑が出されました。

本議案については、反対の討論がありました。

審査の結果、第4号議案については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第12号議案、平成26年度豊後高田市一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、民生費では、「子育て世帯生活応援事業」、「おおい子育てホットクーポン活用事業」に要する経費などが増額され、「生活保護実施適正化推進事業」に要する経費などが減額されています。

衛生費では、「不妊・不育治療費助成事業」に要する経費が増額され、「合併処理浄化槽設置整備事業」に要する経費などが減額されています。

教育費では、「埋蔵文化財発掘調査受託事業」に要する経費などが減額されています。

次に、繰越明許費の設定については、「子育て世帯生活応援事業」などの繰越措置を行っています。

審査の中で委員より、「地方創生予算で先行して補正予算を組んでいるメリットについて」の質疑がありました。

審査の結果、第12号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第13号議案、平成26年度豊後高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、平成25年度療養給付費等が確定したことによる国庫支出金精算償還金が計上されています。

財源については、共同事業交付金、繰入金等で措置されています。

補正額は、1,763万2,000円の増額で、補正後の予算総額は、34億3,500万円となっています。

審査の結果、第13号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第14号議案、平成26年度豊後高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、予算総額の増減はありませんが、繰越明許費の設定を行うものです。

審査の結果、第14号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第19号議案、豊後高田市と大分県下市町との証明

書等の交付に係る事務委託に関する協議については、住民票等の証明書等を本市と大分県下市町との間で広域的に交付等するための事務委託に関する規約を定めることについて、関係市町と協議するためのものです。

審査の結果、第19号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第29号議案、豊後高田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定については、介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものです。

審査の結果、第29号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第30号議案、豊後高田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定については、介護保険法の一部改正に伴い、地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定めるものです。

審査の結果、第30号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第31号議案、豊後高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定については、子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関して必要な事項を定めるものです。

審査の結果、第31号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第32号議案、豊後高田市立幼稚園条例の一部改正については、子ども・子育て支援法の施行に伴い、豊後高田市立幼稚園の授業料の額及び減免に関して、所要の規定の整備を行うものです。

審査の中で委員より、「授業料の算出方法について」質疑が出されました。

審査の結果、第32号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第33号議案、豊後高田市立保育所条例の一部改正

3月26日

については、子ども・子育て支援法の施行に伴い、市立保育所の利用者負担等に関して必要な事項を定めるものです。

審査の結果、第33号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第35号議案、豊後高田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び豊後高田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法、基準等に関する条例の一部改正については、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスへの暴力団関係者の参入を排除するため、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第35号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（安達 隆君） 産業建設委員長、山本博文君。

○産業建設委員長（山本博文君） 産業建設委員長報告を行います。

去る3月23日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案13件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第5号議案、平成27年度豊後高田市簡易水道事業特別会計予算は、2億6,487万7,000円が計上されています。

歳入の主なものは、簡易水道使用料、一般会計繰入金及び簡易水道整備事業債です。

歳出の主なものは、簡易水道整備事業費及び施設整備に係る市債償還金です。

審査の結果、第5号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第6号議案、平成27年度豊後高田市公共下水道事業特別会計予算は、8億4,820万8,000円が計上されています。

歳入の主なものは、公共下水道使用料、一般会計繰入金及び公共下水道整備事業債です。

歳出の主なものは、公共下水道整備事業費及び施設整備に係る市債償還金です。

審査の結果、第6号議案については、提案の趣旨

を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第7号議案、平成27年度豊後高田市特別環境保全公共下水道事業特別会計予算は、2億4,461万9,000円が計上されています。

歳入の主なものは、特別環境保全公共下水道使用料、一般会計繰入金です。

歳出の主なものは、処理場管理費及び施設整備に係る市債償還金です。

債務負担行為については、水洗便所等改造資金の融資に対する利子補給及び損失補償、地方債については、特定環境公共下水道整備事業及び資本費の平準化に充てる資金の借入れをするための措置がなされています。

審査の結果、第7号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第8号議案、平成27年度豊後高田市農業集落排水事業特別会計予算は、4,501万1,000円が計上されています。

歳入の主なものは、農業集落排水施設使用料、一般会計繰入金であります。

歳出の主なものは、施設管理費及び施設整備に係る市債償還金です。

審査の結果、第8号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第9号議案、平成27年度豊後高田市漁業集落排水事業特別会計予算は、1,351万9,000円が計上されています。

歳入の主なものは、漁業集落排水施設使用料、一般会計繰入金です。

歳出の主なものは、施設管理費及び施設整備に係る市債償還金です。

審査の結果、第9号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第11号議案、平成27年度豊後高田市水道事業会計予算は、業務の予定量としては、給水戸数5,403戸、年間総給水量150万3,512立方メートルを予定しています。

収益的収支は、事業収益2億5,457万3,000円に対し、事業費用は2億1,834万7,000円を予定し、差し引き3,622万6,000円の税込み当期純利益となっております。

資本的収支では、収入総額4,256万円に対し、支出総額1億6,345万9,000円を予定し、差し引き1億2,089万9,000円の不足額が生じますが、この不足分は、当年度分損益勘定留保資金などで補填されています。

審査の結果、第11号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第12号議案、平成26年度豊後高田市一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、衛生費については、簡易水道事業特別会計繰出金が減額されています。

労働費については、雇用促進を行うため就職説明会の実施などの経費が増額されています。

農林水産業費については、「新規就農総合支援事業」、「有害鳥獣捕獲事業」に要する経費などが増額され、「農山漁村活性化支援プロジェクト交付金事業」、「県営土地改良事業」に要する経費が減額されています。

商工費については、「広域連携アンテナショップ事業」、「スーパープレミアム商品券支援事業」に要する経費などが増額され、「企業立地推進事業」に要する経費が減額されています。

土木費については、「社会資本整備総合交付金事業」に要する経費などが減額されています。

次に、繰越明許費の設定については、「社会資本整備交付金事業」などの繰越措置を行っています。

審査の中で委員より、「アグリチャレンジスクール指導員の業務内容」や「土地改良費が減額されている要因」などについての質疑や意見が出されました。

審査の結果、第12号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第15号議案、平成26年度豊後高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、予算総額の増減はありませんが、財源の更正及び地方債の補正を行うものです。

審査の結果、第15号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第16号議案、平成26年度豊後高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、入札残に伴う委託料、工事費等の減額補正が計上されています。

補正額は、3,200万円の減額で、補正後の予算総額は、9億736万4,000円となっています。

審査の結果、第16号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第17号議案、平成26年度豊後高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、事業費の変更に伴う委託料、工事費の減額補正が計上されています。

補正額は、430万円の減額で、補正後の予算総額は、2億4,304万7,000円となっています。

審査の結果、第17号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第20号議案、字の区域及び名称の変更については、城台住宅団地整備事業に伴い、当該事業区域に関連する字の区域及び名称の変更を行うものです。

審査の中で委員より、「行政区はどうなるのか。」などの質疑が出されました。

審査の結果、第20号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第21号議案、市道路線の認定については、市道の新設により、市道路線の認定を行うものです。

審査の結果、第21号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第36号議案、豊後高田市道路占用料徴収条例の一部改正については、地価水準の見直しによる道路法施行令の一部改正等に伴い、道路占用料の額を改定するものです。

審査の結果、第36号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（安達 隆君） 予算審査特別委員長、成重博文君。

○予算審査特別委員長（成重博文君） 去る3月25日、予算審査特別委員会を開会し、本会議から付託されました議案1件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

なお、本委員会は議員全員の構成でありますので、審査の経過については省略いたします。

第1号議案、平成27年度豊後高田市一般会計予算



3月26日

は、起立採決の結果、提案の趣旨を認め、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算審査特別委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（安達 隆君） 以上で、委員長の報告を終わります。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭でございます。私は、第1号から第4号まで、第23号、第25号、第36号議案に反対討論をいたします。

最初は、一般会計当初予算であります。市民の要求に応える予算については当然賛成でありますけれども、幾つか問題がありますので同意できないので、指摘をし、簡単に討論をしたいと思っております。

電子計算機として社会保障税番号制対応システム構築業務委託料、約3,200万円が計上されておりますが、いわゆるマイナンバー制度は日本で暮らす全ての人に番号をつけて、全国民の個人情報を一元的に把握することを可能とし、社会保障の締めつけと税保険料の徴収強化につながるものであり、許されるものではありません。

また、国民に対してもさしたるメリットはありませんが、その一方でプライバシー侵害の危険が各段に強いと言われており、個人情報やプライバシーの保護については、実行性のある対策がない欠陥法になっております。情報漏えいや犯罪が際限なく広がる危険性を抱えておまして、この点でも深刻な矛盾を引き起こすことが懸念されますので、制度導入に伴う予算であり同意できません。

さらに、同和事業については佐々木市長時代から、特定団体言いなりの今では考えられないような乱脈な同和行政が進められておまして、その結果として新築資金貸付金は償還期限を過ぎても償還されず、約6,000万円近い焦げつきとなっております。償還見通しでも、歳入はわずか62万円しか計上されていない予算であり、長年の懸案事項でありながら抜本的解決を目指す市長の姿勢が伺えない予算であります

ので、同意できません。

さらに、同和特定団体への補助金125万円も不当であり、何度も廃止を求めてきましたが、一向に減額されず継続する予算になっております。同和事業を完全に終結すべきであり、よって同和関連予算については反対であります。

以上、簡単に討論といたします。

次は、国保特別会計当初予算についてであります。国保の被保険者は、農家や商店など事業主、そして退職した年金者などでありまして、全体で見まして所得が低い方々であります。被保険者の現状を見ますと、年金が下がるなど所得は下がるばかりであります。今の税率では高田の国保税は、先ほど介護保険料の話がありましたけれども、所得の割に高田の国保税は高過ぎる設定となっております。働いても働いても所得がふえず、国保税が高過ぎて払えないと、払いたくても払えないという方がふえており、年々滞納者が増加をしている状況であります。

よって、市長は市民のこの負担を軽減するために国保に対する国庫負担の負担率を引き上げる、国保会計に納入される国庫負担金を増額するように政府に働きかけてもらって、国の負担をふやして市民の国保税を大幅に下げるべきでありますので、市長がもう任期はわずかになっておりますけれども、政治力を発揮されることを要求しておきます。

よって私は、市民の所得に比べて負担能力を超えるような国保税、課税の予算であり、反対をいたします。

次は、後期高齢者医療特別会計であります。後期高齢者の医療制度は、同じ日本人でありながら75歳以上の高齢者を切り離して、医療を差別する制度であり、日本共産党は当初から一貫してこの差別医療の廃止、そして医療制度の充実を求めていますので、この予算案には反対をいたします。

次は、介護保険の特別会計の予算についてであります。今回、介護保険第6期計画に基づいて算定された事業費に伴う予算であります。先ほど介護保険料を設定する介護保険条例の一部改正の修正案を提案しましたが、否決をされました。

確かに、今回6回目でありますけれども、基準額が前回より5期計画よりも140円だけは下がりましたが、実は3年前を思い出してもらいたいんですが、豊後高田の場合はこの基準額を1,000円ちょうどを引き上げました。今回は、6回目の設定ですが、140円下がったと言っても、前回1,000円上

げたよりも140円下がったんであって、この6回の設定については前回到りで2回目に高いものであります。

確かに、国の制度で3段階以下の方については、公費が国と県と市が負担をして公費負担が実施されることになり保険料が下がりますけれども、今回全体的に基準額を140円下げたことで下がる方は多いんですけども、私が修正案を出した第4段階、第7段階の方は増額されます。その予算になっておりますし、また、国言いなりで特別養護老人ホームの入所条件が厳しくなるなど、高齢者の負担が重過ぎる介護保険制度の予算でありますので、反対をいたします。

次は、第23号議案についてであります。職員の給与引き下げに伴う議案であります。本案は人事院勧告などに基づいて一般職員の給与を改正することですけれども、職員の給与は平均して2%の削減であり、問題であります。

職員の給与の抑制は、民間企業で働く方々の給与にも影響を与えて、賃金低下の悪循環を引き起こす可能性がありますし、また、地域経済との関係を見ましても職員のこれだけ給与が下げられることによって、地元商店街などにも影響を及ぼしかねないと思います。

さらに、市職員の生活を直撃し、生活維持に不安をもたらします。このような問題にある減額をする条例案については、反対であります。

次は、第25号議案についてであります。

改訂された地方行政法は、教育行政の責任の明確化と称して教育委員長と教育長を一本化し、市長が直接任命する新教育長を教育委員会のトップにするものであります。これでは教育委員会は、市長の下請機関となり、市長がその気になればどこまでも政治介入ができるということになりかねません。

一言で言うなら、教育行政への市長の介入への道を開くことになりかねませんので、私は同意できません。教育委員会の独立性を奪い、国や市長が教育内容に介入する仕組みをつくり、憲法が保障する教育の自由と自主性を侵害するものであり、日本共産党は安倍政権の教育委員会制度改革に反対しております。そして、今後教育委員会が子ども・保護者・住民・教職員の声をきちんと受けとめて、それを教育行政に反映させる機能を持たすように教育委員会の民主的改革を求めるものであります。

よって、本議案については反対いたします。

最後に、第36号議案についてであります。私有地の道路に設置している九電やN T Tなどの電柱の使用料を、第二種電柱で1,100円から970円に引き下げるなどの条例改正であります。前回は第二種電柱では1本当たり1,600円から1,100円に引き下げておりました。今回の改訂と合わせましたら電柱1本当たりで630円の引き下げ、前に比べて43.1%の引き下げになりました。このことは、本数が多いだけに市の歳入財源にも大きな影響を及ぼします。

よって、今回の道路占用料引き下げ議案には反対いたします。

最後に、議員各位のご賛同を呼びかけて反対討論を終わります。

○議長（安達 隆君） 以上で、通告による討論は終わりました。

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） これにて討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

反対のありました、第1号議案から第4号議案まで、第23号議案、第25号議案及び第36号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、反対のありました第1号議案から第4号議案まで、第23号議案、第25号議案及び第36号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、反対のありました第1号議案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第1号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（安達 隆君） 起立多数であります。

よって、第1号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第2号議案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第2号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

3月26日

(起立多数)

○議長(安達 隆君) 起立多数であります。

よって、第2号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第3号議案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第3号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(安達 隆君) 起立多数であります。

よって、第3号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第4号議案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第4号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(安達 隆君) 起立多数であります。

よって、第4号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第23号議案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第23号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(安達 隆君) 起立多数であります。

よって、第23号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第25号議案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第25号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(安達 隆君) 起立多数であります。

よって、第25号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第36号議案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第36号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(安達 隆君) 起立多数であります。

よって、第36号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

日程第3、第37号議案及び第38号議案を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長、永松博文君。

○市長(永松博文君) 提案理由のご説明を申し上げます。

第75号議案の平成26年度一般会計補正予算につきましては、296万6,000円の増額で、補正後の予算総額は162億4,126万4,000円となります。その財源につきましては、地方交付税及び県支出金でございます。

補正の内容につきましては、後期高齢者医療特別会計繰出金を計上するものでございます。

次に、第38号議案の後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては296万6,000円の増額で、補正後の予算総額は3億2,328万9,000円でございます。その財源につきましては、一般会計繰入金でございます。補正の内容につきましては、大分県後期高齢者医療広域連合納付金の予算に不足が生じたため、補正予算を計上するものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

済みません、言い間違ったようであります、第37号議案。訂正をいたします。

○議長(安達 隆君) お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、第37号議案及び第38号議案は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

18番、大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) 日本共産党の大石であります。第37、38号議案に関連する予算でありますので質疑をいたしますが、補正の内容については、先ほど市長から大分県後期高齢者医療連合納付金の予算に不足が生じたために補正予算を組むということなのですが、こういう形で議会の最終日に提案されたんですけれども、この不足が生じたというのは市長はいつ把握をされたのか、もうこの段階で大分県内

ではもう議会が終了したところが半数以上ありますよね。それで、いつ把握したのか、それから原因については、新聞では今後後期高齢者医療の保険料を引き上げる方向になろうとしていますけれど、今回の納付金が減額したという、予算が不足したということについては、どういう原因だというように把握されているのか、明らかにしてもらいたいと思います。

○議長（安達 隆君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） 私が知りましたのは議会中でありまして、もうこういうことでなければ提案できなかったということでもあります。

原因といたしましては、チェックミスであり、非常に申しわけないと思っていますけれども、そういうことでもあります。その他につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（安達 隆君） 保険年金課長、飯沼憲一君。

○保険年金課長（飯沼憲一君） 大石議員の質問についてお答えいたします。

納付金の不足が生じた理由につきましては、平成26年度に制度が改正しました件で2割軽減、5割軽減、7割軽減の制度が変更された件で、軽減の幅が要は拡充された件で、それでこちらから納める金額が当初の後期高齢者広域連合の見込みと相違がございまして、その分が296万6,000円差がありましたので、そういった理由でございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 再度、市長にお尋ねしますが、私が聞いたこの負担追加請求があったのは、いつなんですかという、何月何日というふうに答えてもらえませんか。いわゆる、早くわかっておったんなら、やっぱり補正予算を審議してきたんだから、その中で合わせてやるべきだと思うんですよ。そうすれば、所管の常任委員会に付託されて審議ができることになりますよね。わざわざ最終日にこういう形で追加提案して、追加説明する、あるいは追加審議することはないと思うんで、今後の問題がありますので、こういう問題については、やっぱり事務的には有効に対応するというようにしてもらいたいと思うんですけど、どうでしょうか。

それからもう1点の、不足を生じたという点で、一般論ですけれども、大分県内豊後高田市を含めてこの法解釈が間違っておって、軽減措置をしてはならないのに軽減措置をして、あと払い戻しをしない

といかんという人が出ており、あるいは軽減をすべきなのにしなかったというのは、これは国保の関連ですかね。国保から後期高齢者に対する方の関連ですかね。そういう影響もあって納付金が県全体で影響するということは、ないというふうに確認してよいか、お尋ねしておきます。

○議長（安達 隆君） 保険年金課長、飯沼憲一君。

○保険年金課長（飯沼憲一君） 市長に我々のご報告申し上げましたのは、もう既に議運が開けないような時期でございました。

以上でございます。

それとあと、先ほどの計算間違いあるかないかというようなことですが、そういったものはございません。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 今の答弁でも理解できないんですが、もう一度聞きますが、今回納付金296万6,000円不足が高田の分でこれだけ請求が来たわけですよね。これは電話じゃないんですよ、公文書で来ているでしょう。公文書で市長宛てに県の連合会から請求があったのは、いつなんですか。その時期から見たら当然きょう出さなくてもっと早い時期に補正予算出せたんじゃないですかということに、もう一回市長答えてもらえませんか。

○議長（安達 隆君） 保険年金課長、飯沼憲一君。

○保険年金課長（飯沼憲一君） お答えします。大分県後期広域連合からは、電子メールで3月3日に来ておりました。しかし、そこは先ほど市長が答弁されましたようにチェックミスでございましたので、気がついたのが議運が開かれた後ということでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭であります。私は第37号、第38号議案に反対をいたします。先ほども述べましたように、後期高齢者医療制度ができて以来、これは75歳以上の高齢者を差別する医療制度ということで当初から反対をしております。

3月26日

して、その後民主党など各党も反対の声を挙げましたけれども、今はそう表向きの議題になっていないですけれども、やはり新聞報道によりますと来年度からは被保険者の保険料が改訂されて、いわゆる減額措置が見直されて負担がふえることになり、これは国保税当時よりも高齢者の負担がふえるということで大きな社会問題になろうとしておりますが、私はこの制度そのものを廃止するように市長も政府関係機関に働きかけてもらうことも要望して、この議案に反対いたします。

皆さんのご賛同をお願い申し上げます。

○議長（安達 隆君） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、反対のありました、第37号議案及び第38号議案を起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（安達 隆君） 起立多数であります。

よって、第37号議案及び第38号議案は原案のとおり可決されました。

日程第4、第39号議案を議題といたします。

地方自治法第117条の除斥の規定により、8番、近藤紀男君の退場を求めます。

（退場者あり）

○議長（安達 隆君） 提案理由の説明を求めます。

市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） 提案理由の説明を申し上げます。第39号議案は、監査委員の選任についてございまして、監査委員に近藤紀男氏を選任したいので同意を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安達 隆君） お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、第39号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第39号議案を採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、第39号議案については、これに同意することに決しました。

8番、近藤紀男君の入場を許します。

（入場者あり）

○議長（安達 隆君） 日程第5、議案第1号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

7番、土谷信也君。

○7番（土谷信也君） 提案理由の説明をいたします。議案第1号、豊後高田市議会委員会条例の一部改正についてでございますが、まず、第2条の改正になります。行政組織条例の一部改正に伴い、社会文教委員会所管の福祉事務所を社会福祉課に改めるものでございます。

なお、条例改正に伴い、委員会の同一性が失われないよう、附則において経過措置を設けております。

次に、第20条の改正になりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、その附則で地方自治法の改正が行われたことに伴い、「教育委員会の教育長」を「教育委員会の教育長」に改めるものでございます。

また、現在の教育長の任期中は、教育委員会は今の体制が続きますので、附則に経過措置を設けています。

その他、地方自治法の改正に伴い、「法令または条例に基づく」を「法律に基づく」に改めるものでございます。

以上、本議案について、何とぞ慎重審議の上、ご協賛くださいますようお願いいたします。

済みません、訂正をさせていただきます。「教育委員会の委員長」のところを「教育長」と私が申し上げました、「教育委員会の委員長」でございますので、訂正をさせていただきます。

○議長（安達 隆君） お諮りいたします。  
本案については、委員会の付託を省略いたしたい  
と思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第1号については、委員会の付託を  
省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終  
結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） 討論なしと認め、討論を終  
結いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありま  
せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第1号は、原案のとおり可決されま  
した。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、  
全部終了いたしました。

これをもちまして、平成27年第1回豊後高田市議  
会定例会を閉会いたします。

午前11時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名  
する。

豊後高田市議会議長 安 達 隆

豊後高田市議会議員 黒 田 健 一

豊後高田市議会議員 甲 斐 明 美